

令和7年4月定例総会議事録

- 日 時 令和7年4月18日（金） 午前9時31分～午前10時20分
- 場 所 佐賀市役所 4階 大会議室
- 出席者 別紙名簿のとおり
- 次 第
1. 開 会
 2. 報 告
 - 第1号 農地法第3条の3届出
 - 第2号 農地法第18条合意解約通知
 - 第3号 使用貸借解約通知
 3. 局長専決処分報告
 - 第1号 農地法第5条による届出
 4. 議 案
 - 第1号議案 取消願（農地法第3条の規定による許可）
 - 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請
 - 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請
 - 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請
 - 第5号議案 農用地利用集積等促進計画 所有権移転
 - 第6号議案 農用地利用集積等促進計画 利用権設定
 - 第7号議案 買入協議の適否の判断について
 - 第8号議案 非農地通知について
 5. 閉 会

午前9時31分 開会

○ 会長

皆さん、おはようございます。

皆さんも御承知のとおり、連日のように米の高騰に関して報道されています。また、備蓄米を来月上旬に放出するとの報道もあります。農家にとっては、米の高騰は喜ばしいことではありますが、消費者にとってはなかなか厳しい環境です。備蓄米の放出により価格が下がると、担い手にとってはよろしくないのではないかという気がします。価格も十分に考えていただきたいと思うところです。

また、農政において、先般から5年に一度の水張りをしてくださいということが見直されたようです。その点は農家にとって、特に施設園芸の方には、大変いい方向であると思います。農業を重視して、今後の政策を決定してもらえたらと思います。

先ほどの報告のとおり、本日の出席委員は22名で、定足数に達しておりますので、ただいまから佐賀市農業委員会令和7年2月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出6件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知27件、報告第3号 使用貸借解約通知9件、局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出2件、局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出2件。

議案としては、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請8件、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請4件、第3号議案 農用地利用集積計画 所有権移転11件、第4号議案 農用地利用集積計画 利用権設定68件、第5号議案 非農地通知について1件、第6号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）12件、第7号議案 農振法第10条の規定による変更申出7件。

以上となっております。

ここで、皆さんに報告します。

現地調査については、南部は4月9日、北部は4月10日に行っております。また、調査会については、南部が月13日、北部が2月14日に開催したことを報告します。

会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は、挙手をして、議長が指名してから発言してください。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

また、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第14条第2項の規定に基づき、1番委員の藤野兼治委員、2番委員の宮崎和彦委員の両名を指名します。

次に、ここで「常設審議委員会」に意見を求める案件について、今回は無かったことを報告します。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書 1 ページから 3 ページまでをお開きください。

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出

1～6

○ 会長

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出、報告番号 1 番から 6 番までの 6 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 5 ページ及び 6 ページをお開きください。

報告第 2 号 農地法第 18 条合意解約通知

6～10

○ 会長

報告第 2 号 農地法第 18 条合意解約通知、報告番号 6 番から 10 番までを議題とします。

ここで、皆さんにお諮りします。

この 5 件は、〇〇委員が代表理事となっている法人及び〇〇委員本人の案件になっておりますので、〇〇委員には一時退室していただき、先に意見を伺いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、この 5 件について、〇〇委員には一時退室していただき、先に意見を伺うことに決定しました。

それでは、〇〇委員、退室願います。

〔委員 退室〕

○ 会長

それでは、この 5 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

意見なしということで、次に進みます。

〇〇委員の、入室をお願いいたします。

〔委員 入室〕

○ **会長**

次に、議案書 4 ページから 10 ページまでをお開きください。

報告第 2 号 農地法第 18 条合意解約通知

1～5、11～27

○ **会長**

報告番号 6 番から 10 番までの 5 件を除く、報告番号 1 番から 27 番までの 22 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 11 ページ及び 12 ページをお開きください。

報告第 3 号 使用貸借解約通知

1～9

○ **会長**

報告第 3 号 使用貸借解約通知、報告番号 1 番から 9 番までの 9 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 13 ページをお開きください。

局長専決処分報告第 1 号 農地法第 4 条による届出

1・2

○ **会長**

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出、報告番号1番及び2番の2件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書14ページをお開きください。

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出

1・2

○ **会長**

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出、報告番号1番及び2番の2件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書15ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1・2

○ **会長**

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番及び2番の2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号1番及び2番の2件は、普通売買の案件です。

各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないことから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書15ページ及び16ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

3～8

○ **会長**

審議番号3番から8番までの6件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号3番から6番までの4件は普通売買の案件、審議番号7番及び8番の2件は交換の案件です。

審議番号7番及び8番の2件について、委員から、面積差が大きい農地を交換することについて確認があり、事務局から、交換する農地はお互いの耕作地に近く、農地の集約が図れることから、面積の差については双方で合意されている旨の説明がありました。

なお、各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、

全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないことから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この6件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この6件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この6件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号3番から8番までの6件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書17ページをお開きください。

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1～3

○ **会長**

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号1番及び2番の2件は、転用目的が「特定建築条件付売買予定地」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、県道付近で、交通の便が良く、近隣に教育施設もあることから、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地北西の雑種地の草刈り管理等について確認したところ、申請人から、雑種地は現在、申請人が、隣接する水路の管理用の土地として管理しており、今後も適切に管理していく旨の回答がありました。

また、委員から、申請地東側の市道については、セットバックにより道路が広がる計画であるが、北側の集落内道路は狭いため、安全に配慮した対策を十分に行ってほしい旨の意見があり、申請人から了承する旨の回答がありました。

さらに、委員から、申請地は子どもたちの通学路に近いことから、交通事故が起きないように、交通安全に配慮した工事を行って欲しい旨の意見が出され、申請人から了承する旨の回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号3番は、転用目的が「貸家住宅」の案件で、申請人は、今般、子どもの住宅の建設を計画したところ、申請地は、自宅に近く、適地と判断し、申請されたものです。

委員から、住宅の排水計画について確認があり、事務局から、申請地東側は、農地の時から排水のため利用していた土地で、今回ここに暗渠管を敷設し、東側水路へ放流する計画である旨の説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、この3件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに

決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで、皆さんにお諮りします。

先ほど、南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号1番及び2番の2件については、転用目的が「特定建築条件付売買予定地」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。それでは、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書18ページをお開きください。

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請

4

○ 会長

審議番号4番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 北部調査会長

報告します。

審議番号4番は、転用目的が「店舗併用住宅の敷地拡張」の案件です。

申請人は現在、申請地の隣接地で美容室を経営していますが、来客者用の駐車場が不足し手狭となっているため、駐車場敷地として申請地を拡張し利用したく、申請されたものです。

委員から、既存敷地は、令和5年9月に農地から転用されているが、その際に今回の申請地を含めなかった理由について確認があり、事務局から、当時は所有者に耕作の意思があったためとの説明がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管及び下水道管が埋設された幅員4m以上の道路の沿道区域で、かつ、500m以内に2つ以上の教育施設、その他公共施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

以上のことから、この案件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書19ページ及び20ページをお開きください。

第3号議案 農用地利用集積計画 所有権移転

1～9

○ **会長**

第3号議案 農用地利用集積計画 所有権移転、審議番号1番から9番までの9件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号1番から9番までの9件：32,854 m²について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この9件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この9件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この9件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から9番までの9件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書20ページ及び21ページをお開きください。

第3号議案 農用地利用集積計画 所有権移転

10・11

○ **会長**

審議番号10番及び11番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号10番及び11番の2件：4,420㎡について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号 10 番及び 11 番の 2 件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書 23 ページ、27 ページ及び 28 ページをお開きください。

第 4 号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

7・24・25

○ 会長

第 4 号議案 農用地利用集積計画 利用権設定、審議番号 7 番、24 番及び 25 番の 3 件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この 3 件は、〇〇委員が代表理事となっている法人の案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限に該当します。

そこで、〇〇委員には一時退室していただき、この 3 件を先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、この 3 件を先に審議することに決定しました。

それでは、〇〇委員、退室願います。

〔委員 退室〕

○ 会長

それでは、審議番号 7 番、24 番及び 25 番の 3 件について、南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 南部調査会長

報告します。

審議番号 7 番、24 番及び 25 番の 3 件

新規 1 件： 11,148 m²

更新 2 件： 26,751 m²

について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号7番、24番及び25番の3件については、計画どおり承認することに決定しました。

〇〇委員の入室をお願いいたします。

〔委員 入室〕

○ **会長**

次に、議案書22ページから29ページまでをお開きください。

第4号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

7・24・25を除く1～32

○ **会長**

審議番号7番、24番及び25番を除く、審議番号1番から32番までの29件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号7番、24番及び25番を除く審議番号1番から32番までの29件

新規 16件： 110,235 m²

更新 13件： 64,651 m²

について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この 29 件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この 29 件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この 29 件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号 7 番、24 番及び 25 番を除く、審議番号 1 番から 32 番までの 29 件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書 32 ページ及び 33 ページをお開きください。

第 4 号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

45

○ **会長**

審議番号 45 番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、〇〇委員本人の案件になっており、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限に該当します。

そこで、〇〇委員には一時退室していただき、この案件を先に審議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、○○委員、退室願います。

[委員 退室]

○ **会長**

それでは、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号 45 番

更新 1 件： 16,042 m²

について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号 45 番については、計画どおり承認することに決定しました。

○○委員の入室をお願いいたします。

[委員 入室]

○ **会長**

次に、議案書 29 ページから 39 ページまでをお開きください。

第 4 号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

45 を除く 33～68

○ **会長**

審議番号 45 番を除く、審議番号 33 番から 68 番までの 35 件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 北部調査会長

報告します。

審議番号 34 番は、新規就農の案件で、申出人は、現在、仕事の傍ら、親族の元で農業技術習得のために研修中です。

今回、新たに農業経営を開始するとのことで、利用権設定の申出をされたものです。

委員から、親子間で利用権設定をする理由について質問があり、事務局から、親子ではあるが、それぞれが経営主であり、農家世帯は別である旨の説明がありました。

審議番号 44 番は、新規就農であり、一般法人が解除条件付きで利用権設定を行う案件であるため、調査会において、申出人説明を求めました。

申出人は、鍋島町にある一般法人で、飲食業等の事業を行っています。

現在、試験的に野菜の栽培をされておりますが、今般、本格的に農業に参入したいとのことで、申出されたものです。

委員から農業の経験や従事予定者について質問があり、申出人から、6 年程度の農作業経験がある者を含め、社員 4 名で作業を行う予定であるとの回答がありました。

また委員から、農作物の出荷先について質問があり、申出人から現在数社と協議中で、一部は決定している旨の回答がありました。

さらに、委員から今後の予定についての質問があり、申出人から 5 月以降にアスパラガス栽培のハウスを譲り受ける計画がある旨の回答がありました。

これらの案件を含め、審議番号 45 番を除く審議番号 33 番から 68 番までの 35 件

新規 12 件： 82,859 m²

更新 23 件： 219,422 m²

について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この 35 件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この 35 件については、一括審議・一括採決を行います。
それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。
この 35 件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号 45 番を除く、審議番号 33 番から 68 番までの
35 件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書 40 ページをお開きください。

第 5 号議案 非農地通知について

1

○ **会長**

第 5 号議案 非農地通知について、審議番号 1 番を議題とします。
北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。
審議番号 1 番について、地元農業委員による現地調査を行い、調査会において審議した
ところ、申出地は、山林、原野化等により再生が困難であるため、非農地相当と判断し、
総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。
それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。
この案件について、非農地とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、非農地とすることに決定しました。

次に、議案書 41 ページから 43 ページまでをお開きください。

第6号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）

1～7

○ **会長**

第6号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）、審議番号1番から7番までの7件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号1番及び2番の2件については、除外目的が「駐車場」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、食品加工業を営んでいますが、工場見学や直売所を利用する観光バスが多く、不足している駐車場を確保するため、駐車場の整備を計画したもので、申出地は、工場から近く適地と判断し、申出されたものです。

委員から、申出地南側の水路について、現在、草が繁茂しているため、水路の浚渫や雑草が生えないような対応ができないかとの意見が出され、農業振興課から、周辺農地の排水に影響がないよう、今後、申出人が関係機関と協議していくことになる旨の説明がありました。

また、委員から、申出人の事業について、地元産の農作物の割合を増やす計画であることから、年次別の今後の計画書を示してもらいたいとの意見が出され、農業振興課から申出人に伝える旨の説明がありました。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号3番は、除外目的が「駐車場及び資材置場」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、金属加工業を営んでいますが、倉庫への運搬車両の駐車や転回場所の確保に苦慮しているため、駐車場及び資材置場を計画したもので、申出地は、既存の倉庫に隣接しており適地と判断し、申出されたものです。

委員から、今後、申出地には大型車が入り出すことになるため、パイプラインの破損等がないよう、車両の通行には十分注意してもらいたい旨の意見がありました。

また、委員から、今後もパイプラインとして管理していくにあたり、パイプラインの補修等の管理がしやすいよう配慮してもらいたい旨の意見がありました。

さらに、委員から、申出地に隣接する水路の法面管理について、雑草が生えないよう対応できないかとの意見が出され、農業振興課から、今後、申出人が関係機関と協議していくことになる旨の説明がありました。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号4番は、除外目的が「駐車場の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、半導体製造装置の組み立て業等を営んでいますが、事業の拡大により不足している駐車場を確保するため、駐車場敷地を拡張したく、申出されたものです。

委員から、申出地北側の水路の法面管理について、雑草が生えないよう対応できないかとの意見が出され、農業振興課から、今後、申出人が関係機関と協議していくことになる旨の説明がありました。

また、委員から、申出地南西側の水門について、撤去することになれば河川からの水の逆流の恐れがあるとの意見があり、農業振興課から、水門の撤去は行われたい旨の説明がありました。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、

第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

審議番号5番は、除外目的が「漁家住宅の敷地拡張」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は、海苔養殖業を営んでいますが、資材置場が不足しており、作業効率を良くするため、申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

審議番号6番も、除外目的が「漁家住宅の敷地拡張」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は、海苔養殖業を営んでいますが、資材置場が不足しており、作業効率を良くするため、敷地を拡張したく申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

審議番号7番は、除外目的が「漁家住宅」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は、現在、借家に居住していますが、子どもが成長し、手狭になってきたため、漁家住宅の建設を計画したところ、申出地は、実家に近く、適地と判断し、申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、

第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

以上のことから、この7件については、申出どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

ここで、皆さんにお諮りします。

先ほど、南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号1番及び2番の2件については、除外目的が「駐車場」の案件で、一体のものとして申出されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申出どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号6番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号7番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号7番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書43ページをお開きください。

第6号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）

9

○ **会長**

ここで皆さんにお諮りします。

審議番号9番は、〇〇委員本人の案件になっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。

そこで、〇〇委員には一時退室していただき、この案件を先に審議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、〇〇委員、退室願います。

〔委員 退室〕

○ **会長**

それでは、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号9番は、除外目的が「分家住宅」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は現在、借家に居住していますが、子どもが成長し、手狭になってきたため、分家住宅の建設を計画し、申出地は、実家に近く適地と判断し、申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）の a。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね 500 m²を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）の c と決定しております。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、審議番号 9 番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号 9 番については、申出どおり承認することに決定しました。

〇〇委員の入室をお願いいたします。

〔委員 入室〕

○ **会長**

次に、議案書 43 ページ及び 44 ページをお開きください。

第 6 号議案 農振法第 13 条の規定による変更申出（除外）

9 を除く 8 ～12

○ **会長**

審議番号 9 番を除く、審議番号 8 番から 12 番までの 4 件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号 8 番は、除外目的が「駐車場」の案件で、農業振興課からの説明などによると、当該神社は現在、地元住人による定期的な集会等で利用されていますが、不足している駐

車場を確保するため、駐車場を計画し、申出地は神社に近接しており、適地と判断し申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号 10 番は、除外目的が「農家住宅」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は農業を営んでいますが、娘家族と同居するため隣接地に農家住宅の建設を計画し、申出地は、現住居に比べて高い位置にあり浸水の心配もないため、適地と判断し申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号 11 番及び 12 番の 2 件については、除外目的が「自治公民館の敷地拡張」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は現在、公民館を災害時の避難所としても利用していますが、進入路の傾斜が急で幅も狭く、進入路に接続している公道は大雨により通行不能となることから、公民館の隣接地を進入路及び駐車場として利用したく、申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号8番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号8番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号10番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号10番については、申出どおり承認することに決定しました。

ここで、皆さんにお諮りします。

先ほど、北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号11番及び12番の2件については、除外目的が「自治公民館の敷地拡張」の案件で、一体のものとして申出されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申出どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号 11 番及び 12 番の 2 件については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書 45 ページ及び 46 ページをお開きください。

第 7 号議案 農振法第 10 条の規定による変更申出

1～6

○ **会長**

第 7 号議案 農振法第 10 条の規定による変更申出、審議番号 1 番から 6 番までの 6 件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号 1 番から 6 番までの 6 件について、調査会において審議したところ、申出どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで、皆さんにお諮りいたします。

この 6 件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この 6 件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を集結し、これより採決します。

この 6 件について、申出どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から6番までの6件については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書47ページをお開きください。

第7号議案 農振法第10条の規定による変更申出

7

○ 会長

審議番号7番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、〇〇委員本人の案件になっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。

そこで、〇〇委員には一時退室していただき、この案件を先に審議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。

それでは、〇〇委員、退室願います。

○ 会長

それでは、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 北部調査会長

報告します。

審議番号7番の案件について、調査会において審議したところ、申出どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号7番について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号7番については、申出どおり承認することに決定しました。

○○委員の入室をお願いいたします。

〔委員 入室〕

○ 会長

お諮りします。

佐賀市農業委員会令和7年2月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、農業委員会会長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会令和7年2月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前10時20分 閉会